

苫小牧市議会議員政治倫理条例の考え方

新緑案	正副議長案	考え方
<p>第1条（目的） この条例は、苫小牧市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の代表者として、議員活動を行う際に遵守すべき行動の基準（以下「政治倫理基準」という。）を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条（目的） この条例は、苫小牧市議会議員の政治倫理に関する規律の基本的事項を定め、市民に「信頼される議会を目指す」ことにより、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>●条例の内容は、新緑案をベースにした。 ●条例のコンセプトを「信頼される議会を目指して！」とした。 ○書きぶりは、議会基本条例に合わせた。</p>
<p>第2条（議員の責務） 議員は、市民の厳粛な信託を受けた代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律し、倫理の向上に努めなければならない。 2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、速やかに、真摯かつ誠実に、疑惑を解明しなければならない。</p>	<p>第2条（議員の責務） 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、誠実かつ公正にその使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、自他を問わず政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。 3 議員は、その地位及び言動が及ぼす影響の大きさを自覚し、市民又は職員に対し、強制にわたることのないよう、自らの言動を律しなければならない。</p>	<p>○第1項の「誠実かつ公正」は、議会基本条例前文と第4条第3号と同じ表現 ○第2項の「自他を問わず」は、議会全体としての意味合いも持たせた。この項では「疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない」としており、いわゆる問責制度の内容も広くこの項に含めて考え、条例案では、問責制度の規定は設けていない。 ○第3項は次条第7号のハラスメントに関する倫理基準を意識したものの。</p>

新緑案	正副議長案	考え方
<p>第3条（政治倫理基準）</p> <p>議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>（1）議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。</p> <p>（2）議員の地位を利用して、公正を疑われるような金品の授受を行わないこと。</p> <p>（3）議員の地位を利用して、嫌がらせ、強制又は圧力をかける行為をしないこと。</p> <p>（4）政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援団体に対しても同様に取り扱わせるよう措置すること。</p> <p>（5）市が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。</p> <p>（6）市の職員に対する、ハラスメントその他誹謗、中傷、風説の流布等により人権を侵害する言動又は行為をしないこと。</p> <p>（7）市の職員の公正な職務執行を妨げ、市の職員の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p>	<p>第3条（政治倫理基準の遵守）</p> <p>議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>（1）市民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうおそれのある行為及びその職務に関し不正の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。</p> <p>（2）地位を利用して、公正を疑われるような金品の授受をしないこと。</p> <p>（3）市及び市が関係する団体（以下「市等」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、特定の業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>（4）市等が行う許認可又は請負その他の契約に係る企業、団体及び事業主又はこれらの後援団体等から政治的、道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。</p> <p>（5）地位又は権限を利用して、市職員の公正な職務執行を妨げるような働きかけをしないこと。</p> <p>（6）市職員の採用、昇格、人事異動等に関し、不正な働きかけをしないこと。</p> <p>（7）地位を利用して、ハラスメント（他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。）その他の人権を侵害する行為又は嫌がらせ、威圧的な言動若しくは過剰な要求をしないこと。</p>	<p>○第1号を総則、第2号以下を例示としている。倫理基準を明確に区分することは難しく、各号の内容が重複しても良いと考える。例示にないものは第1号で網羅させる。</p> <p>○第7号は、近年、ハラスメントが問題視されており本市議会としてもいち早く対応するもの</p> <p>【出された意見】（6）の市職員という言葉を外し（3）の項目と合わせる（公明）</p> <p>ハラスメントを盛り込む（民主）</p>

新緑案	正副議長案	考え方
<p>(8) 市の職員の採用、昇格、人事異動等に関し、議員の地位による影響力を行使しないこと</p> <p>(9) 職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用しないこと。</p> <p>(10) 市税等の納付を誠実に行うこと。</p>	<p>(8) 特定の新聞、雑誌若しくは機関誌の購読又はパーティー券等の購入を強要しないこと。</p>	<p>○第8号は、代表者会議決定事項(つくば市同様規定あり)</p>
<p>第4条(審査請求) 議員は、前条の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、議員6人以上が連署する書面により行わなければならない。</p>	<p>第4条(審査の請求) 議員が前条の政治倫理基準に違反している疑いがあると思料するときは、2人以上の議員の連署をもって、その代表者からこれを証する書面を添えて、議長に審査の請求をすることができる。</p> <p>2 前項の審査の請求の内容が議長に関係するときは、同項の規定にかかわらず、副議長に審査の請求をするものとする。この場合において、次条から第9条までの規定中「議長」とあるのは「副議長」と読み替えるものとする。</p>	<p>○新緑案の第1項と第2項を合わせた。</p> <p>○人数、複数会派にするかどうか。ただし、全国的に複数会派を規定しているところは、無いと思われる。案では2人以上、会派数の制限なし。</p> <p>○「審査請求」としなかったのは、行政不服審査法の「審査請求」と区別するため。</p> <p>【出された意見】 議員6人以上だと新緑だけでも審査請求ができてしまうので、複数会派の複数人数にするべき。(公明) 少数会派に配慮すべき。(市民)</p> <p>○議長が審査対象となった場合、一連の手続きを副議長が行う。</p>

新緑案	正副議長案	考え方
<p>第5条（審査会の設置及び審査請求） 議長は、前条第1項の審査請求があったときは、直ちに苫小牧市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を要請しなければならない。</p> <p>2 審査会は、審査の要請があった事項について、その適否及び政治倫理基準に違反すると認められるかどうかを調査審議する。</p> <p>第6条（審査会の委員） 審査会の委員は、12人以内とする。</p> <p>2 委員は、議長が議員のうちから選任する。</p> <p>3 委員の任期は、議員の任期又は議長が解任するまでとする。</p> <p>4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p> <p>5 委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。</p>	<p>第5条（審査会の設置等） 議長は、前条の審査の請求があったときは、苫小牧市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>2 審査会の委員は、議会運営委員会の委員をもって充てる。ただし、審査の対象となった議員（以下「対象議員」という。）及び前条第1項の審査の請求をした議員は、委員となることができない。</p> <p>3 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。</p> <p>4 委員は、審査の過程で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>5 委員は、誠実かつ公正にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>6 その他審査会の運営に関し必要な事項は、苫小牧市議会委員会条例（昭和42年条例第2号）に規定する議会運営委員会の例による。</p>	<p>○「例による」は、正副会長の選任などは議運のルールによる。ただし、本審査会は条例に基づく審査会だが、議運のように法に基づかないため、「全員協議会」と同様に非公式扱いとなる。</p> <p>【出された意見】 審査委員12人は多い（10名程度がよい）（公明）</p>

新緑案	正副議長案	考え方
<p>第7条（審査会の調査権限） 審査会は、必要があると認めるときは、審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）その他適当と認める者を会議に出席させて説明を求め、若しくは意見を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。</p>	<p>第6条（政治倫理基準違反の審査） 審査会は、議長から審査を要請されたときは、政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。 2 審査会は、前項の審査を行うため、対象議員その他の者に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。 3 審査会は、対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。 4 審査会の会議は、公開する。ただし、出席委員の過半数の同意をもって公開しないことができる。</p>	<p>○「議長から審査を要請されたとき」は、確認規定。審査会設置後、取下げや辞退による人数不足など審査会の審査に至らない場合を想定</p> <p>○会議は、議会基本条例第9条第1項の規定により、原則公開。ただし、会議を公開することで第三者のプライバシーが知られるなど、内容により非公開にできることとした。 ○過半数の具体的な根拠はない。3分の2でもよい。</p>
<p>第8条（議員の協力義務） 審査対象議員は、審査会からの求めがあったときは、審査会の会議に出席して説明をし、若しくは意見を述べ、又は審査に必要な資料を速やかに提出しなければならない。 2 審査対象議員が審査会からの求めに応じないときは、その旨を公表するとともに、第12条に準じた措置を講じることができる。</p>	<p>第7条（対象議員の協力義務） 対象議員は、審査会から会議への出席又は審査に必要な書類の提出を求められたときは、これを拒んではならない。</p>	<p>○この条文に「資産報告書」を加えるのは、これだけ浮いて、条文として成り立たない。本則に資産公開の規定を入れた場合に限る。ただし、審査基準の各号のいずれかに該当し、当該審査の過程で資産報告書を求めることは、可能。</p> <p>【出された意見】 資産公開については、第7条1項の資料等を提出しなければならないに追加してはどうか。（公明）</p>
<p>第9条（釈明等の機会の保障） 審査会は、審査対象議員から審査会において釈明等したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。</p>		<p>○第6条第3項へ</p>

新緑案	正副議長案	考え方
<p>第10条（審査結果の報告等） 審査会は、第5条第2項の審査の要請があったときは、当該要請のあった日から起算して60日以内に審査の結果を書面により議長に報告しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の報告を受けたときは、公表しなければならない。</p>	<p>第8条（議長への報告等） 審査会は、第6条第1項の規定により議長から審査を要請された日から60日以内にその審査結果を議長に報告しなければならない。</p> <p>ただし、特別な理由があると認められる場合は、審査期間を延長することができる。</p> <p>2 議長は、前項の審査結果の報告を受けたときは、対象議員及び審査の請求をした議員に通知するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。</p>	<p>○60日の具体的な根拠はない。全国的に60日が多いと思われる。30日や90日でもよいし、速やかにでもよい。</p>
<p>第11条（調査審議手続等の非公開） 審査会の行う会議又は調査審議の手続は、公開しない。</p>		<p>○正副議長案第6条第4項の考え方参照</p>
<p>第12条（政治倫理基準違反に対する措置） 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、議長に対し、辞職の勧告その他審査会が必要と認める措置を講じるよう求めることができる。</p> <p>第13条（審査結果の尊重） 審査対象議員は、第10条第2項の公表において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第9条（必要な措置の実施） 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定による措置を講じたときに準用する。</p>	<p>○見出しは、審査結果を尊重するより、必要な措置を実施することを重んじた。</p> <p>○第2項は、第1項の措置を講じたときは、第8条2項と同様な手続をする意味で、立法上、同じ文言を避けるための規定方法。</p>
<p>第14条（補則） この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める</p>	<p>第10条（委任） この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>○見出しの補則と委任は立法上、同じ意味。本市では委任の使用が多い。</p>
<p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>○年度初日を施行日とした。</p>